

告 示

埼玉県告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立皆光園障害者歯科診療所の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団

埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで